下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和元年8月25日

多摩市議会議員 折戸小夜子

多摩市議会議長 藤原 マサノリ 殿

質問項目		
1	「健幸まちづくり」の取り組みに幸福度調査の実施を	
2	平成 26 年度保育所緊急整備事業の補助金返還問題について	

答弁者

受	令和元年8月25日	N. 10
付	午後7時15分	No. 1 6

1.「健幸まちづくり」の取り組みに幸福度調査の実施を。

2011年東日本大震災で、生き方や社会のあり方が問われ、経済的指標より国民の幸福感を重視するブータンが注目を集めました。

全国の自治体でも住民の幸福度を探り、政策立案に生かそうとする動きが広がりました。法政大学が40の指標から算出した都道府県の幸福度ランキングが発表され、第1位が福井県で最下位が大阪府となり、各地で波紋を広げました。

作成した法政大学院の坂本光司教授は「順位付けが目的ではない。40 の幸せの物差しのうち、どこが進み、何が足りないのか、地域で考えてほしい」と話しています。

幸福度の指標作りは政策に優先順位を付ける作業であり、重要なのはその過程に住民が参加し、地域にとって何が幸福なのか住民自らが判断することができることです。

住民に参加意識が芽生え、幸福度の指標作りは住民自治を実施させるひとつ の手段になると考えます。これらのことを踏まえて以下質問致します。

- ① 平成28年は「健幸まちづくり政策監」と「健幸まちづくり推進室」を設置し、市民意見を踏まえて「健幸都市宣言」をして「健幸まちづくり」スマートウェルネスシティの実現を目指していますが、この取り組みにあたって、幸福度の指標作りを手がけなかった理由と今後多摩市の幸福度についてアンケート調査を実施して多摩市民の幸福度を高めていく対策が必要だと考えますが、市長の見解を伺います。
- 2. 平成 26 年度保育所緊急整備事業の補助金返還問題について。

令和元年度 多摩市一般会計補正予算(第4号)の民間保育所補助事業について、平成26年度保育所緊急整備事業返還金として27,475,000円が計上されています。

この件の発生原因と経緯について以下質問致します。

- ① 会計検査院による事前調査の年月日と補助金返還に至った経緯を時系列順に伺います。
- ② この件の事実関係と発生原因や具体的な事務執行にあたっての反省と改善対策について伺います。
- ③ 会計検査院が実施対象とした県や市について伺います。

資料要求欄 (資料要求がある場合は、以下に記入してください。)
①平成30年度荒川区民総幸福度
②令和元年8月1日の多摩市の高齢化率と、高齢者状況表「地区、地区別人口。
高齢者人数。高齢化率。地区別世帯数。高齢者世帯数(高齢者が含まれる世帯
数。75歳以上の一人暮らし世帯数)。75歳以上のみで構成される世帯数と人数。
その他 75 歳以上が含まれる世帯と人数」
③ニュータウン地域での団地別高齢化率。
④民間保育所緊急整備事業の申請書。補助金の交付決定通知書。会計検査院の
調査の結果通知書。
₩4.E. > \\ \(\tau\)\(\tau\)\(\tau\) 0

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和元年8月26日

多摩市議会議員 池田 けい子

多摩市議会議長 藤原 マサノリ 殿

質問項目		
1	高齢者が安心して住み続けられる居住・生活支援を!	
2	高齢者を守れ!特殊詐欺防止対策No.1 の多摩市に	

答弁者

受	令和元年8月26日	No. 1. 7
付	午前10時24分	No. 1 7

- 1. 高齢者が安心して住み続けられる居住・生活支援を!
- 2017 年 10 月、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法 律の一部を改正する法律、いわゆる「住宅セーフティネット法の一部を改正 する法律」が施行されました。新たな住宅セーフティネット制度は、
- ①住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度
- ②登録住宅の改修や入居者への経済的な支援
- ③住宅確保要配慮者に対する居住支援、

といった3つの大きな柱から成り立っており、民間の空き家、空き室を活用 して、貸す側と借りる側それぞれの不安要素を排除し、マッチング促進に向 けた仕組みを整備したものです。特に、単身高齢者世帯は、今後 10 年で 100 万人増加すると見られており、エレベーターのない 5 階建て団地の多いニュ ータウンを抱える多摩市において、住替えを希望する高齢者は多く、住宅確 保要配慮者の増加は、喫緊の課題となっています。平成29年度に多摩市住替 え・居住支援協議会が設置され、相談会も実施されていますが、どれだけの 市民にその情報が届いているのか...地域を歩く中では住替えを考えている 方の声も多く、中には「一刻も早く移りたいがどうしたらよいのか」との問 い合わせがあり、ご家族からのご相談も含めその数は増えているように感じ ます。住まいの問題は当事者だけでなく、社会全体の問題であると捉えなけ ればならない重要な問題であります。賃貸住宅においては、家主さんや不動 産事業者、またUR都市機構や東京都とも連携しながら、地域・市民の理解・ 協力を得て、福祉の面でもさらなる見守り体制の強化で、ご高齢者がこの多 摩市で安心して住み続けられるような住環境にすることが必要と考え、以下 質問いたします。

- (1) 住居に関する多摩市の現在の課題、特に高齢者が抱える問題について、 市の認識を伺います。
- (2) 多摩市住替え・居住支援協議会について
- ①居住支援の「出張相談会(住みかえ相談会)」、及び「福祉なんでも相談」を 行う中で、その内容や実態をどのように分析されているのか伺います。
- ②平成 29 年度に行った「家主・不動産事業者向けアンケート」調査結果について、またセーフティネット住宅の推進について伺います。
- ③昨年の5月から、より具体的専門的な議論や情報提供、効果的な取組みを行うためとして、健康福祉部長が委員に加わりました。住宅確保要配慮者の増加により、居住確保後の安心・安全に対する支援は貸す側と借りる側、それぞれにとって必要と考えます。今後、どのような福祉的サポートが可能なのか伺います。
- ④以前より要望している、相談窓口の常設の検討について伺います。

2. 高齢者を守れ!特殊詐欺防止対策No.1 の多摩市に
今年の都内における特殊詐欺の被害状況は、6月末時点で認知件数1,946件、
被害額約 39 億 9 千万円にもなっており、昨年と比べると件数、被害額ともに
減少はしているものの、依然として高い水準で推移しており、深刻な情勢で
あることは変わりません。最近では、改元を口実とした詐欺や、法務省管轄
支局を名乗ったはがきや封書を送りつける詐欺が発生しています。被害にあ
った方を対象とした警視庁の調査では、「詐欺の電話がかかってきても、騙さ
れないと思っていた」と答えた方が 91.8%にも及び、特殊詐欺対策において
は確証バイアスの呪縛をどう解くかが大きな課題となっています。「犯人から
の電話に出ないための対策」、「家族間での小まめな情報共有」、「警察と金融
機関等が連携して、より踏み込んだ窓口対応を行う」ことが被害防止に効果
的と言われ、それぞれの対策の実施が急がれます。多摩市では、平成 27 年 8
月から、多摩中央警察署と連携し自動通話録音機の無料貸し出しを行ってお
り、同年 12 月からは防災行政無線を利用しての注意喚起放送も開始し殊詐欺
対策に取り組んできました。しかしながら詐欺の手口は巧妙かつ凶悪化の傾
向にあり、当事者となりうる高齢者だけでなく、その子ども・孫世代への働
き掛けも必要と考え、以下質問いたします。
(1)特殊詐欺被害について、市内の状況を伺います。
(2)その対策について
①自動通話録音機の貸し出し状況について伺います。
②ポップアップシール等の活用など特殊詐欺対策の啓発について伺います。
資料要求欄 (資料要求がある場合は、以下に記入してください。)

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和元年8月26日

多摩市議会議員 岸田めぐみ

多摩市議会議長 藤原 マサノリ 殿

質問項目		
1	多摩市の食育について	

答弁者

受	令和元年8月26日	No. 1 8
付	午前11時6分	N0. 1 0

「日本において第二次世界大戦敗戦後は食糧難であり、不足する栄養の解消が大きな課題でした。その後高度成長期を迎え、食べ物や栄養の不足から解放され、栄養状態は改善されましたが、今度は過剰へと問題は変化してきました。そして今、食をめぐる課題は過剰、不足、偏りが混在するなど複雑化しています。

本来、何を食べるかということは、プライベートなことです。しかし何を食べるかは、心も体も生き生きと暮らしていくために大きな影響を与えます。現在生活習慣病の増加が大きな健康問題となっており、生活習慣病関連疾病が死因に占める割合は、1980年以降、約60%で推移しています。その生活習慣病は長い治療を必要とし、病気と付き合っていく大変さ、苦しさが指摘されています。生活習慣病は、その名前の由来の通り生活習慣と関連があり、なかでも食生活と関連が深いと言われています。発症を予防するためには、望ましい食習慣、生活習慣を送ることが必要とされています。

生活習慣病だけでなく、高齢者の低栄養、20 代女性の痩せ過ぎ、20 歳代の朝食欠食率の高さなど、栄養の過剰、不足、偏りや不規則な食事について、国民健康・栄養調査結果も示しています。他にも食育基本法では食の安全の問題、食の海外への依存、食に関する情報の氾濫、日本の食が失われる危機も制定する背景に上げられています。食育というと子ども達へという印象を持つ方もおられますが、年齢や性別により抱えている問題があり、年齢や性別に関わらず、望ましい食生活、食文化の伝承、安全な食についての社会全体で取り組む食育が必要です。その中でも若い世代の食習慣は、本人だけでなく、次の世代に影響を与えることがわかってきました。また若い時の食生活の乱れが、年齢を重ねてから影響を及ぼします。食育基本法でも「子どもたちへの食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。」と書いてあります。家庭環境に関係なく、食育の場となる学校給食には大きな期待を寄せています。

1 食事にかける時間

第3次多摩市食育推進計画には「望ましい食習慣」が多数出てきます。ライフステージごとの目標にも、例えば妊娠期「望ましい食習慣を身につけ、母子ともに元気に出産を迎えます」、学童・思春期「自らの健康を考え、望ましい食習慣を身につけ実践します」と出てきます。望ましい食習慣は様々ありますが、わかりやすいので「食事にかける時間」を取りあげ、質問していきます。①幼稚園や保育所(3~5歳)の子ども達は給食あるいはお弁当の時間は何分ですか。

②学校給食の時間は何分ですか。

③多摩市には第3次多摩市食育推進計画があり、多摩市として望ましい食事時
間は何分だと考えていますか。
2 多摩市都市農業振興プランと第3次多摩市食育推進計画
第3次多摩市食育推進計画で「食糧の生産から消費に至るまでの食に関する
成り立ちを知り、感謝の念を深めます」を目標の一つとしています。
多摩市都市農業振興プランに、市民意向調査結果において、農地に期待する
こと (3 つ選べる) に 42.2% (選択項目 8 つあるうちの 3 番目) が食育など子
どもの教育となっています。また学校給食への供給拡大を支援し自家消費農産
物の販売を促進します、と記載されています。
そこで伺います。
① 具体的に食育や子どもの教育として取り組んでいることは何ですか。
② 学校給食への供給目標をどれくらいと考えていますか。
3 学校給食におけるカルシウムの摂取に関して
学校給食法に「学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するもので
あり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で
給食のメニューの中で、牛乳は毎日あります。2019年7月一ヶ月分のメニュ
ーを見ましたが、毎日出てくるのは牛乳のみでした。その毎日出ている牛乳が <i>、</i>
多摩市の学校給食において、カルシウムの標準量の牛乳のカルシウムで占める
割合は、6~7 歳は 75. 7%、8~9 歳は 64. 9%、10~11 歳は 56. 8%、12~14 歳
は 50.4%を占めています。一つの食品で子どもの成長に欠かせない栄養素の標
準量を半分摂っているものは、他にありません。そこで牛乳に着目して質問を
します。
①牛乳アレルギー、または好みに合わない等で牛乳を飲んでいない子どものカ
ルシウムはどのように確保していますか。
4 学校給食は生きた教材とも言われていますが、その給食を生かして、どの
ように食育をしていますか。

資料要求欄	(資料要求がある	る場合は、以下に	「記入してください。)
①給食で提供されたが、飲まれなかった牛乳の残量(未開封、開封パック合計)、			
小中全校、i	過去5年。		
②小児生活	習慣病予防検診の	内容と結果。	
③学校給食	における農産物の	市内産自給率。	
④年代別	BM I 18.5 未満	25 以上の割合	5 年間。
<u> </u>			

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和元年8月26日

多摩市議会議員 本間としえ

多摩市議会議長 藤原 マサノリ 殿

質問項目		
1	女性の視点を生かした災害時のトイレについて	
2	災害時や防犯にも役立つ清涼飲料水自動販売機の公共施設内	
	設置について	

答弁者

受	令和元年8月26日	No. 1 9
付	午前11時24分	No. 1 9

1. 女性の視点を生かした災害時のトイレについて

今年6月、日本防災士会地方議員連絡会で、日本トイレ研究所による講演があり、大災害時のトイレ対策を急がなければならないことを学びました。これを機に漠然としていた災害時のトイレ問題(その時になったら、何とかなるのか)は、要配慮者・女性・子どもにとって一番に考え、備えを万全にしなければ大変なことになる課題だと気付きました。

災害時には、飲食料や衣料の確保とともに、トイレ・衛生対策が重要です。水 や食料はある程度我慢ができたとしても、排泄を我慢することはできません。 これまで大きな地震や水害が起きるたびに、トイレに関する問題により被災者 は辛い体験を強いられてきましたが、テレビなどでリアルな実態はほとんど放 映されていません。

災害時のトイレ衛生対策が不十分であれば、一人ひとりの健康問題を引き起こすとともに、避難所は劣悪な状況となり、感染症が蔓延する可能性があります。 また、汚水があふれてしまうと地域全体の衛生環境も悪化します。

更に、トイレ不備による水分制限は、脱水や体力・免疫力低下などともに様々な病気を招き、災害関連死につながることが危惧されます。

避難生活は、精神的にも体力的にも負担が強いられるため、食べること、排泄 することなど、あたり前のことが普段以上に重要となります。

とくに、子どもや女性、お年寄り、障がい者などの視点で、トイレのあり方を 考えることが大切です。

学校や公民館などの公共施設は、災害時には避難所となり、多くの人が共に生活する場を想定したトイレ整備が求められます。"避難所"における災害時のトイレ・衛生対策や、公衆トイレを含めた総合的な災害時トイレ対応のあり方の検討・見直しをすることが必要です。

また、被災後に自宅の居住が継続できる状況であれば、在宅避難を呼びかけている多摩市として、在宅避難をしている方への支援をどうするのか。過去の教訓を基に備えることも重要です。

被災した地方公共団体はそれぞれの教訓をもとにトイレ対策の改善に取り組んでいます。今後、私たちは、それぞれの被災地方公共団体の取り組みを共有し、これからの備えに活かすことが賢明です。

極めて衛生的な魔法のようなトイレを使用している私たち。日頃からその有り 難さに感謝することも無く、当たり前にあるものとして生活していますが、そ の便器の先の下水道にまで想いを馳せ、できうる限りの備えをするべきです。 上記を踏まえ以下質問いたします。

(1)災害時のトイレ対策のポイントとして以下5点が上げられますが、多摩市のお考え、計画と進捗状況について①から⑤までそれぞれお伺いします。

- ①トイレ対策の司令塔を明確にする。
- ②避難所における防災トイレ計画を作成する。

避難所に配備している組み立て式トイレの状況と問題点、更新について。

③複数の災害用トイレを備える。

災害用トイレには、様々なタイプ・製品があります。避難所に適した、トイレ を備蓄し、発災時から時間経過に応じたトイレの設置。

- ④切れ目無くトイレ環境の確保をするための運用方法についても事前に検討 し、災害用トイレの使用方法、掃除ルールを周知する。
- ⑤避難所のトイレを評価し、改善する体制を構築する。
- (2)下水道の災害事前対策計画について以下①から③までそれぞれの現状と今後の予定をお伺いします。
- ①下水道管の耐震化
- 各地域防災拠点流末管の耐震化
- ・緊急輸送路下の下水管の耐震化
- ・市役所、病院等の流末の耐震化
- ②水再生センターの耐震化
- ③地域防災拠点の下水道直結式仮設トイレの整備について、

また、横浜市で進めている災害時下水直結式貯留型仮設トイレ「災害用ハマッコトイレ」を視察し、過去の教訓を基に進化し、多摩26市自治体の多くが計画的にマンホールトイレの設置を進めていることを知りました。上物もテントでは無く組み立てが簡単で場所の取らないパネル式。今後の計画を見直し、早急に対応して頂きたいですが如何でしょうか。

- (3)関係部局との調整について
- ①災害時トイレの重要性や発災時情報共有を関係部局が調整しているか。
- ②下水道直結式仮設トイレの調整計画の整合を関係部局と調整しているか。
- ③地域防災拠点における災害時トイレの開設状況や、発災時の下水道使用制限 の広報はどのように行われるのか。
- (4)発災時の民間連携による体制について

地域防災拠点流末下水道管の緊急点検・巡回・その後の点検と緊急措置・閉塞 箇所の応急復旧、災害状況の把握を民間事業者とどのように連携して行われる のか。

- (5)在宅で避難生活を送るための携帯トイレについて。
- ①市民が在宅避難を想定して、自宅の便器を利用した簡易トイレの知識を得て、

備蓄をすることが大切ですが、状況をお伺いします。。

②3.11 の時に浦安市では在宅避難が多かったので、手作りの携帯トイレを作って各家に配布していましたが、市の認識と見解をお伺いします。

(6)集合住宅では特に建物の躯体だけで無く、建築設備も被害の可能性があり、 排水設備に被害が起きるとトイレが使えません。設備が安全に使用できるかを 確認するには、専門業者はすぐに対応できないと考えられます。集合住宅での 備えについて市はどのようにお考えでしょうか。

(7)「東京暮らし防災」や国土交通省下水道部の漫画と動画「災害時のトイレ、 どうするの?」などを使って、災害時のトイレの知識を事前に伝える講演会な どを提案いたしますが如何でしょうか。

(8)東日本大震災の発生により、浦安市では約1ヶ月間、下水道の使用制限がかかり、市内112カ所に950基の災害用トイレを設置しました。そして災害時には食料と水と同様に、安心して使用できるトイレ環境を確保することが必要であり、特に、子どもや女性、高齢者、障がい者などの災害弱者の視点が大切と考え、女性だけで構成する「都市環境部災害時トイレ対策研究会」を立ち上げました。

多摩市でも女性の視点を大切に、今後の計画には女性の意見を尊重して進めて 頂きたいですが、市の見解をお伺いします。

2. 災害時や防犯にも役立つ清涼飲料水自動販売機の公共施設内設置について

(1)東日本大震災の発生以降、自治体は公共施設内や公園の清涼飲料水自動販売機の設置について、節電 CO2 削減等を理由に消極的になりました。その後、ノンフロン・ヒートポンプ式で消費電力が大幅に削減できる、超省エネ・環境配慮型自販機が開発されています。

また、災害や緊急事態の発生により停電になった際、簡単な操作で機内の商品を取り出せる機能を持った災害対応型自販機や、災害時に連絡が取れる停電時にも使える電光掲示板が付加されているもの、AEDを付帯したもの、防犯カメラやWiFiを別の指定の場所にも設置できます。このような地域の安心・安全に役立つ清涼飲料水の自動販売機を多摩市でも活用すべきと考えますが、市の認識と見解をお伺いします。

(2)近隣に自動販売機やコンビニの無いコミュニティセンター・公園・公民館などに清涼飲料水の自動販売機設置は、熱中症予防や災害時の飲料確保にも役立

ちます。
今年、SDGs 先進度上位の豊田市に視察した時に、自治体での清涼飲料水の自動
販売機設置の CO2 については問題視していないと伺いました。
市の清涼飲料水自動販売機の公共施設内設置の考え方を伺います。
11·21日か以付か自動放力版ックスが配取り放置。2万元分で同じます。
資料要求欄 (資料要求がある場合は、以下に記入してください。)
①マンホールトイレ用マンホールの設置状況
・設置方針
・設置構造
・マンホールトイレ用マンホールの設置施設
・今後の設置予定
②現在の避難所用組み立て式トイレ
・種類
・配備状況
③マンホールトイレ用組み立て式トイレの
・種類
・配備計画
・配備状況
④市の公共施設における飲料自動販売機の
・設置箇所とその設置時期
・管理形態などその他わかる情報

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和元年8月26日

多摩市議会議員 いぢち恭子

多摩市議会議長 藤原 マサノリ 殿

質問項目		
1	市役所の"働き方改革"を考える	
	会計年度任用職員制度を中心に	
2	市にとって「子ども」とはどういう存在なのか	
	――防災訓練をきっかけに見えたこと	

答弁者

受	令和元年8月26日	N. O.O.
付	午前10時24分	No. 2 0

1. 市役所の"働き方改革"を考える ――会計年度任用職員制度を中心に

二度にわたる地方公務員法の改正を経て、公務労働の現場にもさまざまな形で行政改革の波が及んでいます。中でも、来年4月から始まる会計年度任用職員制度は、これまで任用根拠が曖昧だった非正規公務員の"働き方・働かせ方"に大きく関わるものです。多摩市議会では今定例会中に条例案が審議されますが、調べてみると上程時期やその内容は自治体によってかなり差があるようです。では本市は、非正規職員の働き方や処遇をどのように考えているのでしょうか。

注目すべき観点は、大きく分けて2つあります。1つは"労働者"としての 公務員の権利と職場環境の質、もう1つは市民が受ける公共サービスへの影響 です。公務の分野でも経済効率を強く意識しなければならない時代であるから こそ、この2点をいかに守り向上させるかということは、基礎自治体の中で真 摯に考え続ける必要があると思います。以下、4点に分けて質問いたします。

- (1)会計年度任用職員制度のめざすところは何であり、具体的に何が変わる のかをご説明ください。特に、以下の5点について詳細をお願いします。
 - ① 職種や職務内容・勤務条件について、正規職員との差異のポイント。
 - ② 賃金設定の根拠と定期昇給の可能性。
 - ③ フルタイム任用の導入の可否と、その理由。
 - ④ 会計年度任用職員は全職員の何割ほどになるか。また、将来的に例えば何割といった目標設定はあるのか。
 - ⑤ 制度開始後、雇用人数や人件費の変化の見込み。
- (2) 先んじて行われた人事評価制度の導入と併せて考えると、不安定な有期 雇用職員の立場はいっそう弱いものになりかねないことが危惧されま す。この点について、何らかの配慮はなされるのでしょうか。
- (3) 各分野で有資格者の層が薄くなってきている昨今、資格を持つ職員の確保は、自治体の運営上かなり重要なことではないかと思います。現在働いている非正規の有資格者を継続雇用するためには、必要に応じて正規職員への任用替えができる制度設計を検討すべきではないでしょうか。特に福祉や司書などの分野では、専門職の正規職員が地域に腰を据えて働くことが求められます。そうした、いわば"多摩市のプロ"の確保・育成について、市側の見解を伺います。
- (4) 職員の福利厚生については、具体的にはどのように行うのでしょうか。 職員互助会への加入など、現時点で検討している事項はありますか。

2. 市にとって「子ども」とはどういう存在なのか ――防災訓練をきっかけ
に見えたこと
今年は20数年ぶりに都と多摩市合同の防災訓練が行われる年で、例年にな
い大がかりな準備が必要だったと思います。しかし、本市の子どもたちはこと
防災に限らず、地域の見守りの中で普段からさまざまな活動に積極的に取り組
んでいますから、いい意味で「特に身構える」ことなく元気に参加してくれた
のではないでしょうか。
ただ今回、子どもたちの育ちや学びに責任を持つおとなの側、中でも行政の
対応においていくつか気になる点がありました。市民の一人として、2点ほど
市に対して質問・確認したいと思います。
(1) 市民と市長の懇談の場に同席させていただいた折、市長から「子ども(と
りわけ中学生以上)は単に保護される存在ではなく、防災活動のにない
手」でもあるという発言がありました。実際の災害時に子どもたちが各
地で活躍している様子を思えば、特段納得しにくい話ではありませんが、
防災計画などの中でそのことがはっきり位置付けられているのでしょ
うか。義務や強制ではないとしても、行政内にまだ「子どもの権利条例」
のような土台がないまま、公共が何らかの役割を子どもに期待すること
には違和感を抱かずにいられません。市側の見解を伺います。
(2)市内の中学校で配られた「防災訓練への参加のお願い」が、総務部長か
らの発信となっていましたが、これは教育部の関与のもとに行われたの
でしょうか。教育分野への政治の不介入が厳に定められている現状で、
このような文書が発せられた理由についても併せてお答えください。
資料要求欄 (資料要求がある場合は、以下に記入してください。)